



島根県報

平成27年11月20日（金）

号外 第 183 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

（総 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

島根県個人情報保護条例の改正により、特定個人情報について任意代理人が開示、訂正等及び利用停止の請求を行うことができるようになったことに伴う規定及び様式の整備（第3条・第4条・第11条・第12条・様式第2号—様式第4号関係）

2 施行期日

平成28年1月1日から施行することとした。

規**則**

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「法定代理人」を「代理人」に、「並びに本人の状況」を「、代理人の種別並びに代理人により開示請求をする理由」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 代理人が本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の場合にあつては、委任する旨及び記名押印

第4条第2号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第11条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に、「並びに本人の状況」を「、代理人の種別並びに代理人により訂正等の請求をする理由」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 代理人が任意代理人の場合にあつては、委任する旨及び記名押印

第12条第1項第1号中「法定代理人」を「代理人」に、「並びに本人の状況」を「、代理人の種別並びに代理人により利用停止の請求をする理由」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 代理人が任意代理人の場合にあつては、委任する旨及び記名押印

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所又は本店の所在地)
(〒 -)

氏 名 (法人にあっては、名称又は商号及び代表者の氏名)

連 絡 先 () -
電話番号

島根県個人情報保護条例第12条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 の 方 法 (希望する番号を○で 囲んでください。)	1 公文書の閲覧、聴取又は視聴 2 公文書の写しの交付 (送付の希望 有 ・ 無) 3 公文書の閲覧、聴取又は視聴及び写しの交付

【代理人記入欄】 この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(〒 -) 電話番号 () -
代 理 人 の 種 別 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 法定代理人 2 任意代理人 (特定個人情報に限る。)	
代 理 人 に よ り 開 示 請 求 を す る 理 由		

【本人記入欄】 代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。

私は、本請求に係る権限を、本件請求者に委任します。

年 月 日

住所

氏名 印 (実印を押印してください。)

- 注 1 「開示請求に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 請求の際には、本人又はその代理人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人により開示請求をする場合には、2の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあっては本人の印鑑証明書を提出し、又は提示してください。
- 4 代理人が法人の場合には、代表者印を押印してください。

【職員記入欄】 この欄には記入しないでください。

本 人 等 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

(日本工業規格 A 4 判)

様式第 3 号 (第11条関係)

個人情報訂正等請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所又は本店の所在地)
(〒 -)

氏 名 (法人にあつては、名称又は商号及び代表者の氏名)

連 絡 先 () -
電話番号

島根県個人情報保護条例第25条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

訂正等の請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
訂正等を求める内容	

【代理人記入欄】 この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(〒 -) 電話番号 () -
代理人の種別 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 法定代理人 2 任意代理人 (特定個人情報に限る。)	
代理人により訂正等 の請求をする理由		

【本人記入欄】 代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。

私は、本請求に係る権限を、本件請求者に委任します。 年 月 日 住所 氏名 印 (実印を押印してください。)
--

- 注 1 「訂正等の請求に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 「訂正等を求める内容」欄は、訂正等を求める箇所及び内容を具体的に記入してください。
- 3 請求の際には、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 4 請求の際には、本人又はその代理人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
- 5 代理人により訂正等の請求をする場合には、4 の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を提出し、又は提示してください。
- 6 代理人が法人の場合には、代表者印を押印してください。

【職員記入欄】 この欄には記入しないでください。

本人等確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

(日本工業規格 A 4 判)

様式第 4 号 (第12条関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所又は本店の所在地)
(〒 -)

氏 名 (法人にあつては、名称又は商号及び代表者の氏名)

連 絡 先 () -
電話番号

島根県個人情報保護条例第30条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止の請求に係る 個人 情 報 の 内 容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
利用停止を求める 内容及びその理由	

【代理人記入欄】 この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の氏名及び住所	氏名	(〒 -)
	住所	電話番号 () -
代 理 人 の 種 別 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 法定代理人 2 任意代理人 (特定個人情報に限る。)	
代理人により利用停止 の請求をする理由		

【本人記入欄】 代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。

私は、本請求に係る権限を、本件請求者に委任します。 年 月 日 住所 氏名 印 (実印を押印してください。)

- 注 1 「利用停止の請求に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 「利用停止を求める内容及びその理由」欄は、当該個人情報の取扱い並びに利用停止を求める箇所、内容及びその理由を具体的に記入してください。
- 3 請求の際には、本人又はその代理人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
- 4 代理人により利用停止の請求をする場合には、3 の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を提出し、又は提示してください。
- 5 代理人が法人の場合には、代表者印を押印してください。

【職員記入欄】 この欄には記入しないでください。

本 人 等 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

(日本工業規格 A 4 判)

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。